

盛岡広域振興局長告示第48号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年7月10日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 工区に含まれる地域の名称 3工区 岩手郡雫石町仁佐瀬76番1の一部、76番2の一部、77番1の一部、77番2の一部、78番の一部、82番、83番、84番の一部、85番1の一部、85番2の一部、86番1、86番2、87番1、87番2、88番1の一部、88番2、126番の一部、127番の一部及び129番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市肴町4番5号4階 株式会社カガヤ不動産